

胡安國『春秋傳』の復讐論

はじめに

宋代における代表的な『春秋』注釋書の一つに、胡安國（一〇七四—一三三八）の『春秋傳』（以下『胡傳』と略稱）がある。『胡傳』は、元の延祐二年（一三一五）に朱子學が官學として採用されてより以來、科擧における『春秋』解釋の基準書となり、その状況は清の乾隆五十七年（一七九二）まで續いた³。このように、後世の春秋學に大きな影響を與えた書物ではあるが、さほど研究が進んでいないのが現況である。

胡安國自身が『春秋』について、「其の義、復讐を以て重しと爲す」¹（『胡傳』卷七 莊公元年「秋、築王姬之館于外」と述べているように）、『胡傳』における重大な論點の一つが復讐論である。清初の學者、尤侗も「『胡傳』専ら復讐を以て義と爲す」（朱彝尊『經義考』卷百八十五）と認めている。

『胡傳』に關する代表的な先行研究としては、諸橋轍次『儒學の目的と宋儒の活動』、宋鼎宗『春秋胡氏學』等の論考を擧げることができ³る。

諸橋氏は、復讐論の變遷を跡付けた上で、宋代の『春秋』解釋にお

いて、復讐を強調する代表的な著述として『胡傳』を擧げている。そして、「亡國・滅國に意を致す」「王權の下移を戒む」「華夷の辨」「首惡を誅す」という四つの論點を紹介した上で、『胡傳』の主眼が復讐論にあるとし、その主張が現れている箇所を幾つか示している。また、宋氏は、『胡傳』の經書解釋法やそれが書かれた時代背景に關して考察を加え、胡氏の復讐説が南宋の高宗に對して具體的な金への復讐を働かせるものであったことを指摘している。

このように、先行研究において、既に胡安國の復讐論の特徴やそれが提出された時代背景について、論及が爲されている。しかし議論すべき箇所がないわけではない。

『胡傳』の復讐論の特徴を探るためには、『春秋』解釋の基本となる春秋三傳や他の春秋學者の所論との關係を明らかにすることが必要な作業である。しかし、これまでの研究ではその作業が十分に行われていない。また、『胡傳』成立の時代背景について正確な跡付けが爲されていないように思われる。

本稿は『胡傳』と春秋三傳との比較を通して、胡安國の復讐論の特徴について解明を試みるものである。また、『胡傳』成立の事情に考察を加え、胡氏が復讐論を主張した意圖についても明らかにしたい。

松本武晃

なお、『胡傳』には、嘉靖二十八年刊本、萬曆三十三年刊本、明刊本怡府藏版、『四庫全書』所收本、『四部叢刊續編』所收本等、數多くの版本が存在する。本稿では、『四部叢刊續編』所收本を底本とした。その理由は、卷首に、「上海涵芬樓借常熟瞿氏鐵琴銅劍樓藏宋刊本影印」と記されているように、清末の瞿鏞が所藏していた宋刊本を影印したものであり、最も『胡傳』の原型に近い版本と考えられるからである。

一 春秋三傳との異同

『胡傳』の復讐論は、春秋三傳とどのような關係にあるのだろうか。まず手始めに、齊の哀姜の興入に對する『胡傳』の記述を通して、検討を加えてみたい。

(一) 哀姜の興入(莊公二十四年)

魯の莊公は、その治世の二十四年目に、齊から夫人を娶るため、自ら齊に向き、哀姜と共に歸國した。これを記録した經文が「八月丁丑、夫人姜氏入」である。この哀姜の入國に關して、『左氏傳』は、「秋、哀姜至る」と述べ、哀姜が魯に入國したことだけを記述している。他方、『公羊傳』では、經文に見える「入」字の解釋について、次のように論じている。

其の「入」と言ふは何ぞ。難するなり。其の目を言ふは何ぞ。難するなり。其の難するは奈何。夫人僕すまやかならずして、入らしむ可からず。公と約する所有りて、然る後に入る。

(『公羊傳』莊公二十四年)

『公羊傳』では、哀姜自身が入國を濫ったため、「入」と表記して、哀姜への非難を示していると説明している。一方、『穀梁傳』では、

哀姜の出自に注目して「入」字を解釋し、次のように述べている。

「入」なる者は、内、受けざるなり。入るに日いふは、入る者を惡むなり。何を以て受けざる。宗廟を以て受けざればなり。其の宗廟を以て受けずとは、何ぞや。仇人の子弟を娶り、以て前に薦舍す、其の義、受く可からざるなり。 (『穀梁傳』莊公二十四年)

新婦は婚儀から三ヶ月後に宗廟に見え、そこで初めて婦と認定されるという婚禮の規定がある。『穀梁傳』では、莊公と哀姜の婚禮の二十四年前に、莊公の父の桓公が齊の襄公によって殺害された事件が起こった。そのため、哀姜が齊の出身であり、魯と齊が仇讐の關係にあったということを前提として、桓公を祀る宗廟はその仇敵の娘を受け入れるはずがないという立場から、彼女の興入を嫌って、日を記し、「入」字を書し、仇讐の娘を娶る莊公の行爲を譏ったと見做している。

それでは、胡氏は、春秋三傳とは異なる獨自の説を展開するのだろうか。『胡傳』について見てみよう。

何を以て致いたるとせざる。宗廟に見ゆ可からざればなり。姜氏は、齊の襄公の女。「入」なる者は不順の詞にして、宗廟を以て受けずと爲せばなり。……莊公、其の母に勝たず、禮を越え時を踰え、仇人の女を俟ちて、宗廟に薦舍して、以て好合を成し、卒に宗廟をして立たざらしめ、弑逆相仍りて幾ど亡國に至る。故に『春秋』詳らかに其の事を書して以て莊公の不孝の罪を著らかにして、後の戒めと爲すなり。 (卷九 莊公二十四年)

『穀梁傳』は哀姜を「仇人の子弟」とし、齊の出身としているだけに、『胡傳』では、より具體的に桓公の讐である襄公の娘と斷定している。そして、彼女を宗廟に進めた莊公の罪を明らかにしている

と見做す穀梁説を踏襲している。このことから、『胡傳』には、春秋三傳と異なる解釋だけが存在しているのではなく、それらの説を踏まえている箇所も存在していることがわかる。確かに、諸橋轍次氏が、「胡氏の春秋傳は寧ろ穀梁より其の端を得たりとするを妥當とす」と指摘しているように、『穀梁傳』の解釋を色濃く反映している箇所が多く存在している。

『胡傳』は、諸橋氏が述べるように、『穀梁傳』の所説を主に淵源としているのだろうか。次に、乾時の敗戦を取り上げて、春秋三傳と比較してみよう。

(二) 乾時の敗戦(莊公九年)

莊公八年冬、齊の公孫無知が襄公を弑し、齊侯として即位した。翌年春、今度は無知が殺され、齊では後繼者争いが起こる。魯は襄公の弟である公子糾を支援し、齊と乾時の地で戦ったが敗れた。此の戦闘を『春秋』は、「八月庚申、及齊師戰于乾時、我師敗績」と記録している。『左氏傳』は、「公、戎路を喪ひ、傳乘して歸る」とのみ記述して、莊公が自身の兵車を失うほどの敗戦であった事實を述べているだけである。『穀梁傳』に至っては傳を附していない。

『公羊傳』では、「内、『敗る』と言はざるに、此に其の『敗る』と言ふは何ぞ。敗るるを伐ればなり。曷爲ぞ敗るるを伐る。復讐すればなり」と述べ、通常、經文に記録されないはずの魯の敗戦をわざわざ「敗績」と明示しているのは、莊公が父の讐である齊と戦闘したこと誇示するためだ、と説明している。つまり、この戦いを齊への復讐戦と規定しているのである。ついで、「曷爲ぞ『公』と言はざる。公の復讐するを與さざればなり。曷爲ぞ公の復讐を與さざる。復讐なる者は下に在ればなり」と述べている。つまり、經文に「公」字が見え

ないのは、莊公が直接手を下す形の復讐を容認しないからであり、また、復讐することが臣子の義務だからであると説明している。

これら春秋三傳の記述に對し、『胡傳』は、「内、『敗る』と言はざるに、此に其の『敗る』と言ふ者は、讐と戦ふが爲に、敗ると雖も亦榮へなり」(『胡傳』卷八)と述べ、經文の「敗績」字の解釋については、名譽の敗戦を誇示するという『公羊傳』の所説に従っている。ただし、全面的に公羊説に依據しているわけではない。

何を以て「公」と言はざる。之を貶すればなり。公、本より親を忘れ怨みを釋き、讐人の子を納れ、其の國家を定むるを謀らんと欲し、復讐の爲に之と戦はざるなり。是の故に、「公」を没して以て貶を見はず。(同右)

胡氏に據れば、經文に「公」字が記録されていないのは、莊公が復讐を旗印として齊との戦いに臨まなかったことへの譴責を示すものだという。つまり、君主自身の復讐の意志の有無を問題としているのである。

ただし、行爲の結果よりもそれを實現しようとする意志を重視することは、『公羊傳』の特色の一つである。従って、胡安國の主張は、公羊説に沿った解釋であるとも見ることが出来る。しかしながら、『公羊傳』自體には、魯の莊公が齊に對する復讐の意志を持っていたか否かを問題とした箇所は存在していない。それ故に、胡氏の主張は、『公羊傳』を敷衍しつつも、独自の主張を行っているところが見ることが出来る。さらに、『胡傳』には、『穀梁傳』や『公羊傳』の說に従うだけでなく、『左氏傳』に従う例も見受けられる。たとえば、宣公十四年の「晉侯伐鄭」の條では、胡安國は、『左氏傳』を按ずるに、鄭の爲の故なり、と。事を比べて以て觀れば、其の報怨復讐の兵爲るを知るなり」

『胡傳』卷十八)と述べている。該當經文に對して、『左氏傳』は、宣公十二年に起きた鄆の地における晉の敗戦が鄆によって引き起こされたために、ここで晉が鄆を討伐したと解釋している。『胡傳』はこの説に依據して、宣公十四年の該句を解説しているのである。

さて、清末の皮錫瑞がその著『春秋通論』で、宋代における春秋學の特徴について、次のように述べている。

三傳を合して一書と爲す者は、唐、陸淳の『春秋纂例』より始まる。淳は、啖助・趙匡の説に本づき、三傳を雜采し、意を以て去取し、合して一書と爲し、専門を變じて通學と爲す。是れ春秋經學の一大變なり。宋儒の『春秋』を治むる者は、此の一派なり。孫復・孫覺……胡安國……の如きは、皆其の著るる者なり。劉敞を以て最も優ると爲し、胡安國を以て最も顯らかと爲す。

〔春秋通論〕第三十七條

『春秋』解釋の手法が、唐の啖助・趙匡・陸淳以降、春秋三傳の中の一傳を専門とする従来の立場から、春秋三傳を比較検討して、自己の思考に合致した説を選択し、傳を作成する立場に移行し、それが宋代にも受け継がれ、その手法を採用した人物の一人として胡安國を擧げている。

既に取り上げた事例からもわかるように、たしかに、『胡傳』の復讐論は、必ずしも穀梁説だけを淵源としているのではなく、公羊説や左氏説に従う箇所もあれば、独自の主張を行う箇所も存在している。

二 『胡傳』の復讐論の獨自性

本節では、『胡傳』の復讐論の獨自性をより一層明らかにするため

胡安國『春秋傳』の復讐論

に、幾つかの論點に分けて考察を加えてみよう。まずは、胡氏の經文解釋法について、さらに検討してみよう。

(一) 紀國の滅亡(莊公四年)

『史記』齊世家に據れば、齊の襄公の九世前の先祖である哀公は、紀侯の讒言を受けて、周王に烹殺されている。これ以來、齊にとつて、紀は不俱戴天の讐となった。莊公四年の經文、「紀侯大夫其國」は、齊の襄公が紀を滅ぼした事件の記録である。この經文について、『公羊傳』では、次のように述べている。

「大夫」なる者は何ぞ。滅ぶなり。孰か之を滅ぼす。齊之を滅ぼす。曷爲ぞ「齊之を滅ぼす」と言はざる。襄公の爲に諱むなり。

『春秋』、賢者の爲に諱む。何ぞ襄公を賢とする。復讐すればなり。何の讐なる。遠祖なり。哀公、周に享らるるに、紀侯之を諱す。以て襄公の此を爲す者は、祖禰に事ふるの心盡くるなり。

……遠祖なる者は幾世なる。九世なり。九世すら猶ほ以て復讐す可きか。百世と雖も可なり。

つまり、該句を紀國に對する齊の襄公の復讐の記録であると規定している。そして、先祖の讐に對し、九世はおろか百世の後裔であつても果たさねばならぬという見地から、齊の襄公について、紀を滅ぼした罪を指彈することなく、逆に先祖の讐を討つた賢者と認定している。ちなみに、『左氏傳』『穀梁傳』は、該句について、紀侯に對する齊の襄公の復讐事件の記録とは見做していない。

右の『公羊傳』の復讐論に關して、『胡傳』では次のような批判を加えている。

或ひと、齊の襄公は、九世の讐に復して『春秋』、之を賢とすと稱す。信なるか。仲尼の書する所の柯の盟、其の詞に貶すること

無きを以てすれば、則ち九世の讐に復して、『春秋』之を賢とする者は妄なり。

(卷八 莊公十三年「冬、公會齊侯盟于柯」)

胡氏は、莊公十三年に魯の莊公と齊の桓公とが始めて結んだ柯の盟約を記録した經文に、盟約への貶辭が見えないことを理由として、襄公を賢者とする説は虚妄であると論じている。さらに、「其れ諸傳なる者、襄公の事を借りて以て深く魯の莊の其の身に當たりて怨みを釋くを罪するか」(同右)と述べている。つまり、公羊は、表面上復讐を遂げた齊の襄公を賢者とする形を取りながら、實は父の讐を討たなかつた魯の莊公に對する譏りを示しているのだ、と解説している。

既に述べた通り、莊公二十四年の齊の哀姜の興入や莊公九年の乾時の敗戦、そして、齊の襄公の事例に關して、胡安國はいずれの場合も、魯の莊公に對する非難が示されていると解釋している。このように『胡傳』には莊公を譏る例が多く見受けられる。では、一人の人物に對して、復讐という見地から度々貶辭を加えるという手法は、春秋三傳にも見られる經文解釋法ののだろうか。

『公羊傳』では、「讐に於る者は、將て壹たび譏るのみ。故に其の重き者を選びて譏る……讐者、時として與に通ず可き無し。通ずれば則ち大いに譏りを爲し、譏るに勝ふ可からず。故に將て壹たび譏るのみ。其餘同じきに從ふ」(莊公四年「冬、公及齊人狩于郟」)と記述している。つまり、復讐の事例に關しては、最も重要な事件に對して一度だけ糾弾を行い、他の事件では改めて言及することはないのである。『穀梁傳』には、復讐という觀點から魯の莊公への譏りは三例存在している。また、『左氏傳』には、非難箇所は全く存在していない。

これに對して、『胡傳』には、莊公が復讐を果たさなかつたという非難は、十五例も存在している。『胡傳』と春秋三傳とでは、魯の莊

公に對する批判の度合が、異なっているのである。また、『胡傳』に見える他の復讐の事例、たとえば、晉の趙盾の事例(宣公二年)や吳の夫差の事例(定公十四年)、楚の衛に對する事例(哀公元年)等は、それぞれ一箇所のみで、復讐に言及しており、魯の莊公の事例だけは、『胡傳』の中でも、特異であるということが出来る。とすると、この事例は、『胡傳』の復讐論において重要な位置にあるのではないかと思われる。『春秋』が莊公のことを頻繁に譏っていると胡安國が解釋した理由をさらに詳しく調べてみよう。

『胡傳』卷十 閔公二年「九月、夫人姜氏孫于邾」に、次のような記述がある。

莊公、親を忘れ怨を釋き、復讐に志す無し。『春秋』深く貶絶を加へ、一書し、再書し、又再書し、屢々書して諱まざる者、以謂く三綱は人道の由りて立つ所なればなり。

胡氏は、莊公が復讐の意圖を持たなかつたことを非難し、『春秋』が繰り返し魯の莊公に筆誅を加えた理由を、三綱即ち君臣・父子・夫婦の道(『白虎通』三綱六紀)が人倫の基盤だからだと説明している。このことは、胡安國が、復讐と三綱とを關係付けていることを意味する。このような主張は、春秋三傳には明確に示されていない。

何故、魯の莊公の事例が強調され、復讐と三綱の維持とが密接に關連するという主張が爲されているのだろうか。胡安國の見解についてさらに見てみよう。

(二) 世子般・閔公殺害事件(莊公三十二年・閔公二年)

魯の莊公がその在位三十二年目に亡くなると、莊公の同腹の弟である公子慶父は、莊公夫人の哀姜と姦通し、位を繼いだ世子般、並びに自分が擁立した閔公を殺害した。その後、魯侯の位に即こうとした

が、齊の桓公に承認されなかった。そのため、公子慶父は莒に逃れて自殺し、哀姜も邾に亡命したが、齊の桓公によって殺害されている。この一連の事件について『胡傳』では、次のように述べている。

莊公、親を忘れ、怨みを釋き、復讐に志す無し。……父子の恩を忘れ、君臣の義を絶ち、國人習ひて察せず。將に是れを以て常事と爲さんとすれば、則ち亦君の尊有り、父の親有るを知らざるなり。莊公、之を行ひて疑はず、大臣、之に順ひて諫めず、百姓、之に安んじて憤疾の心無ければ、則ち人欲必ず肆にして、天理必ず滅ぶ。……是の時、魯君再び弑され、幾ど亡國に至る、其の應亦懼まざらんや。『春秋』復讐を以て重しと爲す。

(卷十 閔公二年「九月、夫人姜氏孫于邾」)

胡安國は、莊公が齊に對する復讐の意志を持たなかったために、魯國內から君臣の義・父子の恩が失われ、その應報として公子慶父によって、自分の君位を繼ぐべき息子達が弑され、魯が亡國に瀕する事態を招いた、と説明している。つまり、復讐すべき対象が存在する場合、君主がその意志を持たなければ、國內から三綱が失われて、滅亡を招くと考えていたのである。それ故に、復讐を忘れた魯の莊公をしるべき非難したのである。

(三) 魯の定公の事例

魯の昭公は、その在位二十五年目に、國內を實效支配する季孫氏を排除するため擧兵した。しかし、季孫氏を支援する大夫達の反撃を受け、やむなく國外へと逃亡する。七年後、昭公は歸國を果たせぬまま世を去った。すると、季孫氏の當主である季孫意如は、昭公の嫡子ではなく、弟である公子宋(後の定公)を即位させた。すなわち、魯の定公にとって季孫意如こそ兄を追放し不遇のうちに客死させた讐なのである。

である。ところが、季孫意如への非難は、春秋三傳には見えない。また、古注の中では、鄭玄や范甯等が季孫意如を悪と見做すのみである。わずかに、何休『解詁』では、「内に強臣の讐有るも、討つ能はず」(定公七年「二月、公侵鄭」)と述べているが、これも定公が季孫意如に對して復讐すべきだと説いているわけではない。管見の限りでは、北宋の春秋學者、劉敞が復讐論を最初に明確に打ち出して、次のように述べる。

定公をして誠に能く君臣の義に明らかにして、私勞を賞せず、先君の賊を討ち、季氏の誅を致さしめば、則ち意如免れざるなり。故に逆取して之を順守すと雖も、猶ほ賢なるのみ。今、一々然らず、利を苟めに^{かた}して其の辱めを忘れ、禍を幸として其の讐を忘る。

(『春秋意林』卷下 定公五年「季孫意如卒」條)

右の「私勞を賞せず」とは、魯の叔孫氏の内紛において叔孫舍が採った行動に對する孔子の評價である。叔孫舍の事件とは、昭公四年に、叔孫豹の庶長子である豎牛が父を餓死させ、正嫡の孟丙・仲壬を殺して、庶弟である叔孫舍を擁立した。翌年、叔孫舍は、自分を擁立した豎牛の勞に報いず、逆に讐である豎牛を討伐しようとしたため、豎牛は逃亡して、孟丙・仲壬の子に殺されたのである。

劉敞は、復讐を果たした叔孫舍を引き合いに出し、先君の讐である季孫意如を討たなかった定公に譴責を加えている。胡安國は、劉敞の説を支持して次のように述べている。

定、國を季氏に受くと雖も、苟も叔孫舍の見有りて、私勞を賞せず、辟を意如に致して以て君臣の義を明らかにすれば、則ち三綱正す可くして、公室強し。今利に苟めにして其の讐を忘るれば、三綱滅び、公室益々侵され、陪臣、命を執るは、宜べなり。

(卷二十七 定公五年「六月丙申、季孫意如卒」)
 右の「辟を致す」とは、『尚書』蔡仲之命に見える言葉であり、孔安國傳に據ると、誅殺を意味している。以上のように、『胡傳』は、春秋三傳だけでなく、先行の唐宋の春秋學者の説をも踏まえて自説を展開している。そして、胡安國は、君主自身の復讐の意志の有無が、三綱の存亡、ひいては公室の興廢に關わりと考えていたのである。

『胡傳』には、「三綱は軍政の本」(卷五 桓公五年「秋、蔡人衛人陳人從王伐鄭」)、「三綱は國政の本」(卷二十三 襄公三十年「晉人齊人……會于澶淵、宋災故」)との記述がある。これは、胡氏が三綱を君臣父子の人倫道德にとどまらず、國政軍政の根本に位置付けていることを示している。

胡安國は、紹興二年(一一三二)に、「時政論」と題する二十四篇の意見書を朝廷に提出した。その中の「立政論」でも、「三綱は、軍國政事の本、人道の由りて立つ所なり。三綱正されれば、則ち治に基づきて興り、三綱淪めば則ち亂に習ひて亡ぶ」(胡寅「先公行狀」)。以下「行狀」と省略と述べている。胡氏は、三綱の保持と國家の興廢とが密接に關連すると見ていたのである。そして、その三綱を維持する根本には、君主自身の復讐の意志が存在するとする。ここに、胡安國の復讐論の特色を見出すことができる。

三 『胡傳』の成立と時代背景

前節までの検討の結果、『胡傳』の復讐論の特徴の一端を説明することができた。本節では、『胡傳』の成立時期に考察を加えることで、胡安國が復讐論を提出した理由について考えてみたい。

北宋の末年に起きた靖康の變により、宋にとって、金は不倶戴天の

讐となった。その後、紹興八年(一一三八)十二月に、秦檜の主導により、一旦和議が成立するが、短期間で破綻した。そして、紹興十一年十一月になって、漸く金と恆常的な和議が結ばれている。

寺地遵『南宋初期政治研究』は、この間の政治状況を「南宋政權確立期」と名付け、政治主導者によって、大きく次の四期に分けてい

- (一) 南宋成立〜建炎三年三月(黃潛善・汪伯彦の時代)
- (二) 建炎三年四月〜紹興四年九月(呂頤浩の時代)
- (三) 紹興四年九月〜紹興八年十月(趙鼎・張浚の時代)
- (四) 紹興八年十月〜紹興十一年十二月(秦檜の時代)

右の區分に從えば、第三期まではいわば金との交戦論が主流であり、紹興八年の和議成立以降にあたる第四期は、和議論が主流となった時期であると見做すことができる。従って、第三期と第四期の間において、政局が大きく轉換したと言うことができる。

諸橋轍次氏は、宋の南渡の際に金より被った様々な屈辱のために、南宋では復讐論が續發したとの指摘を行っている。南宋期という大きな枠組みの中では妥當性を有する指摘であり、確かに『胡傳』もその流れの中から産み出されたものと位置付けることができる。けれども、胡安國が復讐論を提出した理由を説明するためには、さらに詳しく時勢を調べる必要があると思われる。

元の汪克寛は、『胡傳』が成立した時期の状況について、次のように述べている。

文定、傳を作るは、宋の高宗の南渡の初めに當たる。是の時、徽宗・欽宗及び二后、金に幽せらる。國、戮辱の遭ふは、勝げて記す可からず。而れども高宗、秦檜の姦を信任し、江左の一隅に儉

安し、君父の大讐を忘れ、敢て兵を興し討を致さず、反て之と和を議し好を講じ、下拜して藩と稱す。

〔春秋胡傳附錄纂疏〕卷首「胡安國序」纂疏

二帝が金に拉致された後、秦檜が重用され、金との和議を講じた時期に『胡傳』が書かれたと考えているのである。宋鼎宗氏は、この汪説に基づき、「宋の高宗が南渡した時、地方割據に甘んずる心を持ち、さらには佞臣を誤信し、領土恢復の志もなく、恥を雪ぐ心も持っていない。それで、文定は、經書解釋に大義を込め、憤って言葉を陳ねたのである」と述べている。ついで、明の姜寶の「康侯の言、高宗の、金の讐に復せざるが爲に發す」〔春秋事義全考〕卷十六 哀公元年「楚子陳侯隨侯許男圍蔡」という發言を引用し、胡安國は、金への復讐を果たさない高宗に向けて復讐論を展開したとしている。果たして、秦檜が政權を主導した時期と『胡傳』の執筆時期とは一致しているのだろうか。

胡安國は、王安石の改革によって科擧の試験等で『春秋』が廢されたことが、政治の亂れや金の侵攻を招いたという見地から、次のように述べている。

獨り『春秋』に於ては、貢擧は以て士を取らず、庠序は以て官を設けず、經筵は以て進讀せず、國論を斷ずる者、折衷する所無く、天下は適く所を知らず、人欲日に長じ、天理日に消ゆ。其の效は夷狄をして華を亂さしめて、之を遏むる莫きなり。噫、此に至りて極まれり。仲尼親しく手づから筆削し、亂を撥め、正に反すの書、亦以て行ふ可し。

〔春秋傳序〕

宋の危機的状況を打開するためには、孔子が作成した『春秋』が必要であると説いている。また、胡氏は、『春秋』を「經世の大典」（「行

狀」と稱し、「百王の法度、萬世の繩準此の書に在り」（「春秋傳序」）とも述べ、『春秋』に政治的有用性を認めていたのである。胡安國が『春秋』を重視した理由はここにあると考えられる。

そして、胡安國は、自らの『春秋』研究について、次のように述べている。

某の初めに學ぶや、用功十年、遍く諸家を覽し、多く求め博く取りて、以て要妙を會せんと欲す。然れども但だ其の糟粕を得るのみ。又十年、時に省發する有り、遂に衆傳を集め、附するに己が説を以てするも、猶ほ未だ敢て以て得と爲さず。又五年、去る者或は取り、取る者或は去り、己説の心に可ならざる者尙ほ多く之有り。又五年、書向に成る。舊説の存するを得る者寡し。此の二年に及んで、習ふ所益々察するに似て、造る所益々深きに似たり。乃ち聖人の旨益々無窮にして、信に言論の能く盡くす所に非ざるを知るなり。

〔行狀〕

つまり、胡氏は、三十餘年に渡り、諸家の説を取捨選擇しつつ、『胡傳』を完成したのである。さらに、『四庫提要』でも、『胡傳』について、俞文豹『吹劍錄』の言葉を引用して、「其の草創自り成書に至るまで、初稟、一字も留めず」と述べている。『胡傳』は初稿を一新する程の改訂の末に成立したのである。

朱熹は、「年六十有一にして、書始めて就る」（『伊洛淵源錄』卷十三「行狀略」）と述べ、『胡傳』の完成を胡安國六十一歳、即ち紹興四年（一一三四）のこととする。これを初稿とすると、初稿が出来上がるより少し前、『胡傳』に對する胡安國の解釋に影響を興える事態が起こった。紹興二年八月、給事中であった胡安國は侍讀を兼ね、高宗に對して實際に『春秋』を講じる任にあたったのである。この經筵における

講讀によつて、高宗の胡安國の春秋學に對する評價がますます高まり、紹興五年四月一日に、『胡傳』を上呈するよう詔を下したのである。(王應麟『玉海』卷四十一「紹興春秋傳」・李心傳『建炎以來繫年要錄』卷八十八)かくて、胡安國は、『春秋傳』を通して高宗に直接自分の意見を上陳できる機會を得たことになり、『胡傳』が單なる『春秋』注釋書にとどまらず、高宗に對する意見書としての性格をも有するようになったと考えられる。

その後、『胡傳』の「進表」が書かれたのが紹興六年十二月、此の書を提出したのが紹興七年三月丙子の事である。『建炎以來繫年要錄』卷百九・『皇宋中興兩朝聖政』卷二十一「この時、献上されたのが完成稿と考えられることから、現存する『胡傳』の成立の下限は、紹興七年三月であるということが出来る。胡氏が『胡傳』の完成に向けて努力していたのは、高宗が秦檜を信任し、本格的に政權を主導させ始めた紹興八年以前のことである。寺地氏の區分に據れば第三期に相當する。この時期には、高宗は近臣に對して、「朕、二聖遠きに在り、生靈久しく塗炭を罹るが爲に、己を屈して和を請へども、金復た侵陵を肆にす。朕、當に親ら六軍を統べ、大江に行臨し、一戰を決すべし」(『建炎以來繫年要錄』卷八十一「紹興四年十月丙子朔」と、親征の意志を表明している。すると、君主が復讐の意志を持つことこそ國家の存立に關わる重大事であるという復讐論を胡安國が唱へたのは、高宗に金への抗戰の意志を堅持せよと訴えるためであつたといえるのではないだろうか。

この推測を裏付ける傍證としては、陳公輔の發言を擧げることが出来る。紹興六年八月、左司諫であつた陳公輔は、以下のような上奏を行つてゐる。

臣聞く、人君の天を得る所以は、孝より先なるは莫く、民を得る所以は、誠より先なるは莫し、と。……今二聖北征し、遠く沙漠に在り。願はくは、陛下、跬步にして念に在れば、斯ち須く忘れざるべし。焦心勞思して、以て恢復を圖り、父兄の讐に報じ、積年の恥を雪がんことを。……中興の根本、此より出でず。

〔建炎以來繫年要錄』卷百四「紹興六年八月庚子」陳氏は、宋を中興するための基盤を孝と誠に置き、高宗が金への復讐を圖ることこそ孝道の實踐であり、宋の中興に不可欠な要素であると主張している。この時期に、復讐を國家の興隆に繋がる行爲として認識していたのは胡安國だけであつたことが、この上奏文から窺われるのである。

胡氏と陳氏の復讐論は、第三期に爲されたものであるが、寺地氏は、第四期に提出された復讐論に論及している。それは、紹興八年の和議に對して爲された反對論の一つとして出されたものである。具體的には、高宗が和議を押し進める理由の一つとして、實母である章后の歸還と徽宗の梓宮の返還を擧げていたのに對して、徽宗が受けた恥辱を雪ぐことを優先すべきだとする主張である。

この寺地氏の所説を踏まえると、第三期と第四期の間では、復讐論とは言つてもその論點が大きく異なつてゐると考えられる。つまり、第三期は、陳公輔の主張のように、國家浮沈の鍵が高宗自身の復讐の意志にあるという趣旨であつた。しかし、第四期に入り、高宗が和議を強く求めるようになると、復讐論者は父親である徽宗の恥を雪がねばならないと訴へたのである。すると、この紹興八年の和議が南宋における復讐論の分岐點だと考えられる。ここで改めて確認したいのは、『胡傳』における復讐論は、分岐點より以前の第三期において展

開されたという事實である。

以上のことから、胡安國の復讐論が、高宗に對して向けられた主張であることは、宋鼎宗氏が指摘した通りである。ただし、宋氏が秦檜が政權を握っていた時期の主張と見做しているのは首肯し難い。『胡傳』は第三期の紹興七年には既に完成しており、秦檜が政權を主導した第四期に作成されたものではないからである。また、復讐論においても、第三期には、君主の復讐の意志を國家の存立基盤とする主張が見られ、第四期は父の恥を雪がねばならないとする主張であり、和議成立を境に論點が變化している。このことから、胡氏の主張は、第三期に展開されたものということができる。そして、高宗の金への態度も、第三期には對決姿勢であり、第四期には和議を推進しているというように、大きく異なっているのである。胡安國は、金との對決姿勢を鮮明にした高宗に對して、高宗自身が復讐の意志を持つことこそ南宋中興の重要な鍵であると主張し、高宗の態度を支持し、復讐の意志を堅持することの重要性に經學的な根據を付與しようとしたものと考えられる。

おわりに

本稿では、『胡傳』の特徴の一つとされる復讐論について考察してきた。まず、經文解釋の面から言えば、『胡傳』は春秋三傳と比較すると、穀梁説・公羊説・左氏説をそれぞれ踏襲する場合もあり、独自の解釋も見受けられることを確認した。すなわち、春秋三傳の解釋から、自己の意に沿う説を選択した上で、独自の主張を展開しているのである。ただし、これは胡安國独自の解釋法ではなく、清末の皮錫瑞が指摘しているように、宋代の主要な春秋學者が共通して採用してい

た手法である。

さらに、『胡傳』において、魯の莊公の事例に焦點を當てて考察した結果、春秋三傳とは異なり、莊公に對する譴責が頻繁に加えられることが確認できた。これは、他の復讐事件に對する胡安國の見解とも異なっているのである。その理由は、復讐を三綱の維持に不可欠と考えていたからである。また、莊公の後繼者である世子般・閔公殺害事件に對する胡安國の解釋を考察してみても、莊公が齊への復讐の意志を持たなかったために、魯國から人倫道德の基盤である三綱が衰退し、君主が弑され亡國に瀕する事態を招いたと解釋している。さらに、魯の定公の事例では、君主の復讐の意圖の有無が三綱の存廢に關わり、國家の興廢に結びつくと考えていたことがわかる。

三綱について、胡安國は、政治・軍事の根本と見做しており、その三綱の根本に君主の復讐の意志を置くことによって、それが國家の浮沈に關わる重大事であるという見解を提示しているのである。ここに胡安國の復讐論の特色が見られるのである。

胡安國がこのような復讐論を展開した意圖を説明するために、『胡傳』が完成した時期について調べてみると、胡氏の生きた南宋期は、宋にとつて金という仇敵が現實に存在していた時期であった。その中でも、『胡傳』が執筆されたのは、秦檜が政權を擔當し、初めて金との和議が成立した時期ではなく、それ以前の金との交戦期に當たっている。この時期の復讐論は、君主の復讐の意志が國家の存立に關わるという意見が主流であつて、和議成立以降の父の徽宗が受けた屈辱を雪がねばならないとする主張とは異なっている。このことから、胡安國の復讐論は金との交戦期に展開されたことが伺える。そして、この時期における高宗の金への態度は、對決姿勢に満ちており、後に金

との和議を推進したのとは大きく異なっていた。

『胡傳』が完成する以前に、胡安國は、經筵において高宗に『春秋』を講義し、『胡傳』を朝廷に上呈せよとの詔を承けている。この事實は、『胡傳』が單なる『春秋』解釋書にはとどまらず、高宗に對する意見書としての性格をも有していることを示している。

胡安國の復讐論は、高宗に對して金への復讐の意志を持つことこそ南宋の存立に不可缺であると訴えることを意圖したものであったと考へることができる。この主張は、金への對決姿勢を鮮明にしていた高宗を支持するものであり、復讐の意志を堅持することの重要性に經學的な根據を付與しようとしたものと考えられる。

注

- (1) 元の皇慶二年(一二三三)十一月に出された詔に、「漢人・南人、第一場、明經經疑二問、大學・論語・孟子・中庸内出題、並用朱氏章句集註、復以己意結之、限三百字以上。經義一道、各治一經、詩以朱氏爲主、尙書以蔡氏爲主、周易以程氏・朱氏爲主、已上三經、兼用古註疏、春秋許用三傳及胡氏傳、禮記用古註疏、限五百字以上、不拘格律」(『元史』卷八十一 選舉志一)とあり、『胡傳』が科擧の經書解釋の基準として採用されたことが見える。これが施行されたのが、二年後の延祐二年の科擧からである。
- (2) 『胡傳』が科擧の『春秋』解釋の基準書となった理由として、『四庫全書總目提要』卷二十七に、「明初定科擧之制、大略承元舊式、宗法程朱、而程子春秋傳、僅成二卷、闕略太甚。朱子亦無成書。以安國之學出程子、張洽之學出朱氏、故春秋定用二家」とある。これは、明初の科擧制度について述べたものである。ここで、『春秋』解釋の基準書として『胡傳』と張洽の『春秋集解』が採用された理由を、程頤の『春秋傳』に闕略が多いこと、朱熹に注釋書自體が存在しなかったためだとしている。元において、『胡傳』を『春秋』解釋の基準書の一つとして採用したのも同様の理由であろう。
- (3) 『清實錄』卷千四百十九 乾隆五十七年十二月壬午條に、「禮部尙書紀昀等奏、向來考試、春秋用胡安國傳、胡傳中有經無傳者多、可以出題之所甚少。……請嗣後春秋題、俱以左傳本事爲文、參用公羊穀梁、即自下科鄉試爲始、一體遵行。得旨、此奏是」とある。つまり、紀昀の上奏文によって『胡傳』が科擧の經書解釋の基準から削除されたことがわかる。同様の記述は、『乾隆東華續錄』卷百十六 乾隆五十七年十二月辛巳條、『大清會典事例』卷三百三十二 禮部、貢舉等に見える。紀昀の上奏文は、『胡傳』が科擧の經書解釋の基準から除外される決定打となったものである。
- (4) 諸橋轍次『儒學の目的と宋儒の活動』(『諸橋轍次著作集』第一卷 大修館書店 一九七五年) 第二篇第二章。宋鼎宗『春秋胡氏學』(萬卷樓圖書出版公司 二〇〇〇年)。他に、胡安國に對する論考には、楠本正繼『宋明時代儒學思想の研究』(廣池學園出版部 一九六二年) 第四章第二節、福田雅『胡安國小論(上)(下)』(『文學論輯』第二十五・二十八號 一九七八・八二年)、高畑常信『宋代湖南學の研究』(秋山書店 一九九六年) 第一章「胡安國の思想」、章權才『宋明經學史』(廣東人民出版社 一九九九年) 第五章等がある。
- (5) 瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』卷五「春秋傳三十卷 宋刊本」に、「此本『愼』字闕筆、其刻在孝宗時」とあり、瞿鏞は、その版本について、南宋の孝宗(諱は育、愼の古字)の時代(一一七四〜一一八九)に刻されたと推定している。
- (6) 『禮記』曾子問に、「孔子曰、嫁女之家、三夜不息燭、思相離也。……三月而廟見、稱來婦也。擇日而祭於禰、成婦之義也」とあり、また、『公羊傳』莊公二十四年「親迎禮也」何休「解詁」に、「禮、諸侯既娶

三月、然後夫人見宗廟。見宗廟然後成婦禮」とある。

(7) 諸橋轍次氏の『胡傳』の復讐論が『穀梁傳』を淵源とする指摘は、『儒學の目的と宋儒の活動』第二編第二章第五節備考に見える。

(8) 日原利國『春秋公羊學の研究』(創文社 一九七六年)第三章・野間文史『春秋學 公羊傳と穀梁傳』(研文出版 二〇〇一年)第四章において、『公羊傳』が行爲の結果より意志を重視していたという指摘が爲されている。

(9) ただし、皮錫瑞は、宋代の經學全般について、「宋人不信注疏、馴至疑經、疑經不已、遂至改經、刪經、移易經文以就已說」(『經學歷史』經學變古時代)と述べ、宋人が一般に古注疏を廢し、經文をも改易してまで自説を展開する傾向があると指摘している。

(10) 『公羊傳』の復讐論に關しては、日原利國『春秋公羊學の研究』第二章第二節、野間文史『春秋學 公羊傳と穀梁傳』第四章に詳細な論述がある。

(11) 莊公四年の「紀侯大夫去其國」という經文について、『左氏傳』は、「紀侯不能下齊、以與紀季。夏、紀侯大夫去其國、違齊難也」と述べ、紀侯が紀國を去った経緯と理由を記録している。また、『穀梁傳』は、「大去者、不遺一人之辭也。言民之從者四年而後畢也。紀侯賢而齊侯滅之。不言滅、而曰大去其國者、不使小人加乎君子」と述べ、紀侯を賢者と認定し、經文の表記は、紀侯が紀國を滅亡させた事實を諱み避けた表現であるとみる。

(12) 横畑茂明『春秋公羊傳の復讐説』(『九州中國學會報』第三十卷 一九九二年)は、『公羊傳』における齊の襄公の復讐譚には、魯の莊公に對する強い批判が示されているとする。

(13) 『公羊傳』の原文は、「其餘從同同」に作る。しかし、何休『解詁』「凡二同故言同同」徐彥『疏』には、「考諸古本傳及此注、同字之下皆無重語、有者衍文。且理亦宜然」とあり、「同」一字を衍字と見ている。

胡安國『春秋傳』の復讐論

ここでは、徐彥に従い、原文を改めた。

(14) 『穀梁傳』は、莊公元年「秋、築王姬之館于外」、莊公四年「冬、公及齊人狩于郚」、そして、莊公二十四年「八月丁丑、夫人姜氏入」の條において、復讐を果たさず、讐と交流した魯の莊公に對して非難が加えられていると解釋している。

(15) 『左氏傳』桓公十八年の傳文に據れば、桓公殺害後、魯は桓公殺害の罪を實行者である彭生に歸し、齊にその殺害を求め、齊は彭生を殺害している。そのため、『左氏傳』は、莊公と齊の間には、仇敵關係が成立していないと見ている。

(16) 『胡傳』において、魯の莊公に對する譴責が示されている條は以下の通りである。

莊公元年「夏、單伯逆王姬」・「秋、築王姬之館于外」・「王姬歸于齊」・莊公二年「秋七月、齊王姬卒」・莊公三年「冬、公次于滑」・莊公四年「冬、公及齊人狩于郚」・莊公八年「夏、師及齊師圍郕、郕降于齊師」・莊公九年「公及齊大夫盟于蕪」・「八月庚申、及齊師戰于乾時、我師敗績」・莊公十三年「冬、公會齊侯盟于柯」・莊公二十二年「秋七月丙申、及齊高侯盟于防、冬公如齊納幣」・莊公二十四年「春王三月、刻桓宮桷」・「八月丁丑、夫人姜氏入」・閔公二年「九月、夫人姜氏孫于邾」・「公子慶父出奔莒」

(17) 『穀梁傳』には、「大夫日卒、正也。不日卒、惡也」(隱公元年「公子益師卒」)とあり、經文で、魯の大夫が卒した記録に日付が記されていない場合、彼が惡行を爲したためだと指摘している。一方、『公羊傳』では、「何以不日。遠也」(同右)、『左氏傳』では、「公不與小斂。故不書日」(同右)と述べており、それぞれ異なる解釋を示している。なお、『穀梁傳』隱公元年「不日卒惡也」楊子勛『疏』には、「何休爲公羊以爲日與不日爲遠近異辭。若穀梁云益師惡而不日、則公子牙及季孫意如、何以書日乎。鄭君釋之曰、公子牙莊公弟、不書弟則惡明也。故不假去

日。季孫意如則定公所不惡、故亦書日。是鄭意亦以爲惡故不日也」とある。また、『穀梁傳』定公五年「六月丙申、季孫意如卒」の范甯『集解』に、「傳例曰大夫不日卒惡也。意如逐昭公而日卒者、明定之得立由乎意如。春秋因定之不惡而書日以示讒」とある。

(18) 『左氏傳』昭公五年に、「仲尼曰、叔孫昭子之不勞、不可能也。周任有言曰、爲政者不賞私勞、不罰私怨。詩云、有覺德行、四國順之」とある。

(19) 『胡傳』が唐宋の春秋學者の説を踏襲した條文には、以下のような例がある。『胡傳』卷七 莊公元年「秋、築王姬之館于外」の「有不戴天之讎、莊公於義不可爲之主。築之於外之爲宜。不若辭而弗主之爲正也。是以君子貴端本焉」という記述は、唐の趙匡の「築之爲宜、不若辭之爲正也。故君子貴端本也」(陸淳『春秋集傳微旨』卷上)を踏まえた記述である。また、『胡傳』卷四 桓公三年「春正月」には、「王朝之司馬、不施殘執之刑、鄰國之大夫、不聞有沐浴之請、魯之臣子義不戴天、反面事讎、曾莫之恥。使亂臣賊子肆其凶逆、無所忌憚、人之大倫滅矣」と述べられ、復讐が亂臣賊子への抑止力を持つとする解釋が見られる。これは、北宋の春秋學者である孫覺(一〇二八—一〇九〇)の「禮曰父之讎、不與共戴天。君猶父也。天不可與之共戴、則君父之賊、爲人臣子者、不可一日與之俱生也。故殺人之父者、人亦殺其父、殺人之君者、人亦殺其君。弑君之賊、殺人君父而其臣子者、隨而殺之、所以篡臣賊子欲爲而不致、君父之讎、預制于無形也」(『春秋經解』卷四 桓公十八年「冬十有二月己丑、葬我君桓公」)に基づく解釋と思われる。

(20) 寺地遵氏の南宋初頭の時期区分については、『南宋初期政治史研究』(溪水社 一九八八)第一部を参照。

(21) 宋鼎宗は、『胡傳』の成立について、『春秋胡氏學』第四章第二節において、「宋高宗之南渡也、既心存偏安、又誤信寵佞、既無匡復之志、又乏雪恥之心。故文定乃因經寓義、慷慨陳詞」と述べている。

(22) 『宋元學案』卷三十四「武夷學案」に、ほぼ同文が見え、冒頭の「某初學也」を「某初學春秋」に作る。

(23) 俞文豹『吹劍錄』には、「胡文定作春秋傳、凡四十年、屢刪屢改。及書成、舊錄存者無幾」とある。『四庫提要』の引用と、字句は異なっているが、趣旨は同じである。

(24) 寺地遵『南宋初期政治史研究』第一部第五章第五節に、紹興八年の和議に對する反對意見の一つに復讐論があるとの指摘が見える。